

# 平成27年10月から標準報酬制に移行します ⑦

平成27年10月からの標準報酬月額、平成27年6月に受けた報酬に基づき決定し、掛金額等を算定する旨、お知らせしてまいりました。

しかし、標準報酬の決定等については、通常の方法によって算定することが困難であるとき、又は通常の方法によって算定すれば著しく不当であるときは、「保険者算定」により標準報酬を算定することとされております。実際の運用は保険者の判断に委ねられており、移行期の取扱い例が全国連合会から示されたことを受け、本組合における標準報酬制移行期の保険者算定の取扱いを以下のとおり取りまとめました。

標準報酬制移行期において、平成27年6月の報酬が他の月と比べ著しく高額である場合、報酬の全部又は一部が支給されない場合など、要件を満たした場合は保険者算定を行いますので、お知らせいたします。

## 1 平成27年6月の報酬が他の月と比べ著しく高額である場合

原則は平成27年6月の報酬に基づき、平成27年10月の標準報酬月額を算定するところですが、6月の報酬によることが著しく不当であると判断された場合(以下の要件のいずれも満たす場合)は、保険者算定を行います。

この保険者算定を行う場合には、次ページの「標準報酬制移行時の年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」を所属所に作成していただき、下段の「組合員の同意欄」に署名・捺印をしていただく必要があります。

要件を満たす方は、ご自身が所属する課の長を経由のうえ、共済事務担当課に確認等をお願いいたします。

### 年間平均による保険者算定が認められる要件

- ア 毎年5月が繁忙期である部課署であり、「平成27年6月の標準報酬月額」と「平成26年7月から平成27年6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じていること
- イ この2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること
- ウ 年間平均による保険者算定について組合員が同意していること

## 2 欠勤、無給休職、育児休業、労組専従による休職等により、平成27年6月の報酬の全部又は一部が支給されない場合

当該不支給の事由が発生する直前の報酬に基づき算定します。

## 3 平成27年7月、8月、9月の間に、昇給や通勤手当等の変動により、固定的給与に変動があった場合

変動後の当該月の報酬に基づき平成27年10月から適用となる標準報酬を見直します。

## 標準報酬制移行時の年間報酬の平均による保険者算定 申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書

**【申請にあたっての注意事項】**

- ・ この用紙は、標準報酬制移行時において標準報酬月額を年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、平成27年6月の報酬と、平成26年7月から平成27年6月における年間報酬の平均により標準報酬月額を算定し比較した場合、標準報酬の等級について2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・ なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所番号	所属所名	企業コード	部課署番号	部課署名
証番号	組合員の氏名	生年月日	性別	

**【平成26年7月～平成27年6月の報酬額等の欄】**

※ 下記の①又は②に該当する場合は、摘要欄に「①該当」又は「②該当」と記入し、支払基礎日数等は記入しないでください。

算定基礎月の報酬支払基礎日数					
平成 26年 7月	日	円	円	円	円
平成 26年 8月	日	円	円	円	円
平成 26年 9月	日	円	円	円	円
平成 26年 10月	日	円	円	円	円
平成 26年 11月	日	円	円	円	円
平成 26年 12月	日	円	円	円	円
平成 27年 1月	日	円	円	円	円
平成 27年 2月	日	円	円	円	円
平成 27年 3月	日	円	円	円	円
平成 27年 4月	日	円	円	円	円
平成 27年 5月	日	円	円	円	円
平成 27年 6月	日	円	円	円	円

**【標準報酬の月額比較欄】 ※全て給与支給機関が記載してください。**

平成26年7月～ 平成27年6月の 合計額 (※)	平成26年7月～ 平成27年6月の 平均額 (円位未満切捨て) (※)	短期給付		厚生年金・退職等年金	
		標準報酬		標準報酬	
円	円	等級	月額	等級	月額
			千円		千円

平成27年6月の 報酬月額 (※)	円	短期給付		厚生年金・退職等年金	
		標準報酬		標準報酬	
		等級	月額	等級	月額
			千円		千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 (※)
	円

**【標準報酬の月額比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。**

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- ② 退職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- ③ 給与の支払いに遅配がある場合は
  - ア 平成26年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を平成26年7月～平成27年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
  - イ 平成26年7月から平成27年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、平成27年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えないこと。)
- ④ 平成26年7月～平成27年6月までの間に固定的賃金変動が起こった場合でも、報酬月額の平均の計算対象となる月であれば、固定的賃金変動が反映された報酬も含めて平均を計算する。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には「平成26年7月～平成27年6月の平均額」を記入する。

**【組合員の同意欄】**

私は、標準報酬制移行時における標準報酬月額を年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所が申立てすることに同意します。

組合員氏名 ④

**【備考欄】**